

や理解力、判断力の未熟さが日常生活活動の課題として表れている。

⑧利用者の出身地の実態は、盲重複障害者同様に「施設立地市町村」および「隣接市町村」を含めても、僅か18.6%に止まっている。他の「県内」広域地域者が64.8%と多く、通所するには限界に近い。また県外者17.8%を占め、先の他の県内者を含めると80.6%が俗に言う地域以外の利用者となっている。ただ協議会においても一定の範囲であり、全国の実態は国においても把握しきれていない。

重複障害者の生活・活動については、全国的規模での施策が必要である。

・ろう重複障害者の地域での受け皿として、小規模作業所が11ヶ所あるが、その設置運営等の制度的課題が多い。(別途調査としたい。)

⑨利用者の在所期間と年齢について、利用期間は10年未満が57.8%と大半を占めている。それに対して10年以上と20年以上が各々20%を占め、二分した形になっているが、これは各施設の設置年数が20年以上6施設、他の小規模作業所を含む大半以上の施設は10年余りの間に設置され、年数が少ないことなどの事由にほぼ一致する。

・年齢においても施設の設置年数とほぼ一致する。施設設置年数の長い施設利用者は50～70才代に55.3%と半数以上が中・高齢者であり、二次的障害が懸念される。

期間と年齢で共通することは、いずれも施設支援が必要なケースが多いということであり、時間と共に年数・年齢も加算していくものと推測される。

【盲ろう重複障害分野】

「視覚障害と知的障害」、「聴覚障害と知的障害」の主として共同研究員の協議会からの協力を得て調査研究を進めてきたが、双方の共通する「視覚障害」、「聴覚障害」の重複障害については、各々の協議会でも「盲ろう」、「ろう盲」として、課題の大きい特別分野として取り上げられている。

今般の調査では、盲重複協議会施設で96名、ろう重複協議会施設で58名がチェックされた。これら全ての人が「全盲」・「全ろう」ということではないが、この条件に「知的障害」が加わっているケースが殆どである。

現在、この「視覚・聴覚・音声言語・知的」を併せ持つ所謂「盲ろうあ」の重複障害者を対象とする専門的施設は、全国に2法人(4施設)で2授産施設と、2療護施設で対応している。

他の人達は、各地の施設支援の中で点在しているとしか言いようがない実態である。正に特殊と言える専門的支援とその施策の開拓を、最も待っている存在の一分野であることに間違いはない。

ただ「盲ろう(あ)障害」の人達は、在宅生活において、自己ペースの確かな歩みをされており、自主的に自らの仲間による団体を創られ活動している。

4. 重複障害者の支援特性に関する事例調査

(1) 調査概要

(イ) 目的

重複障害者の日常行動において、支援の必要性と困難性を調査するため2つの目的行動を事例とし、それら一連の計画段階から行動、目的対応と理解、生活上での利用に至る各時点で、如何なる支援を要するかを調査した。

(ロ) 対象

施設種別の中から身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設の中から26ケースを無作為抽出した。(盲重複16ケース、ろう重複10ケース)

(ハ) 方法

目的行動事例として、「買い物」「通院」の一連の行動を10項目に分類区分し、各々の段階における支援度(全面支援、一部支援、支援なし、の3段階とした。)を調査した。各施設のケース事例に対しては、直接支援職員および利用者の視察面談で調査した。

(ニ) 時期

平成15年12月実施

(ホ) ケース事例調査結果の中間分析(調査V-A買い物、V-B通院)

(記号：●=全面支援、▲=一部支援、○=支援なし)

①盲重複障害者の「買い物」時の状況

①購入品の計画性	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲○
②行動計画(日時・行先)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲
③金銭の計画性	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲○
④容姿の計画性	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲
⑤目的地への移動	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲
⑥店内での目的行動	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲
⑦購入品の選定	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲
⑧金銭の支払い	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲○
⑨帰宅後の整理	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲▲▲
⑩日常生活での利用	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲▲○

※全体平均 全面支援75%、一部支援23%、支援なし2%

②盲重複障害者の「通院」時の状況

①身体変調の自覚	●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
②身体変調の訴え	●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
③通院加療の理解	●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲▲▲○○○
④通院等の計画準備	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲
⑤目的地までの移動	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲
⑥病院内での移動・待機	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲
⑦診察時の対応	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲
⑧金銭の支払い	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲
⑨帰宅後の整理	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲▲▲○
⑩日常生活での加療理解	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▲▲○

※全体平均 全面支援73%、一部支援24%、支援なし3%

③ろう重複障害者の「買い物」時の状況

①購入品の計画性	●●●●●●●●▲▲○
②行動計画（日時・行先）	●●●●●●●●▲▲▲
③金銭の計画性	●●●●●●●●▲▲▲
④容姿の計画性	●●●▲▲▲▲○○○
⑤目的地への移動	●●●●●●●●▲▲▲
⑥店内での目的行動	●●●●▲▲▲▲▲○
⑦購入品の選定	●●●▲▲▲▲▲▲○
⑧金銭の支払い	●●●▲▲▲▲▲▲○
⑨帰宅後の整理	●●▲▲▲▲▲▲▲▲
⑩日常生活での利用	●●●▲▲▲▲▲▲○

※全体平均 全面支援 46%、一部支援 46%、支援なし 8%

④ろう重複障害者の「通院」時の状況

①身体変調の自覚	●●●▲▲▲▲▲▲○
②身体変調の訴え	●●●●●▲▲▲▲○
③通院加療の理解	●●●●●▲▲▲▲▲
④通院等の計画準備	●●●●●●●▲▲▲
⑤目的地までの移動	●●●●●●●●▲▲
⑥病院内での移動・待機	●●●●●●●●▲▲
⑦診察時の対応	●●●●●●●●▲▲
⑧金銭の支払い	●●●●●●●▲▲▲
⑨帰宅後の整理	●●●●●●●▲▲▲
⑩日常生活での加療理解	●●●●●●●▲▲▲

※全体平均 全面支援 66%、一部支援 32%、支援なし 2%

2つの一連の行動は、居宅（居室）における計画から準備、地域での行動を伴うものであり、再び整理しなければならない過程である。一般市民にとっては、日中の通常行動である。しかし、今般の調査対象者である盲重複障害・ろう重複障害者施設利用者の場合、支援度の高さが歴然として表れた。これは重複障害者が地域生活を営む上で、如何に継続的な支援の基でないと生活が成り立たないかを示しているといえる。

(2) 盲重複障害者の事例から

- (イ) 買い物、通院の2つの目的行動とも、全面支援が75%前後を占め、一部支援を含めると97~98%以上という非常に高い支援の必要性が示された。
- (ロ) 目的行動について各項目における状態は、支援なしの該当者は0であった。
- (ハ) 支援度の高い部分は「行動部分」であることは視覚障害ゆえであろうが、知的障害を重複する場合には、情報量の少なさや理解力の未発達さが加わり、計画性や整理段階における概念形成等が伴わず、一定空間においても一部支援が必要となっている。
- (ニ) 知的障害の程度により一定空間における部分によっては、行動が可能となる事例も見られるが、一連の目的行動となると「一定の支援環境」の基における社会的生活が確保されることが重要で、その整備が必須条件と考えられる。

(3) ろう重複障害者の事例から

- (イ) 買い物・通院の2つの目的行動における全面支援比率は、盲重複障害に比較すれば若干低く、「買い物」が46%、「通院」が66%であるが、これは行動段階において視覚を活かせる事によるものであろう。
- (ロ) しかし、全面支援に一部支援を加えた比率は、いずれも90%を超える。これは知的障害が加わったことによる情報の理解力不足、コミュニケーションの困難性や複雑さが起因し、地域生活上での支援の必要性が高いことを示す。
- (ハ) 一部支援、支援なしで約半数を示す事は、一定の専門的・継続的な支援環境を整備できれば、社会的生活および体験が可能であることを示している。

(4) 「調査VI-A、VI-B」自己活動における支援度の比較表について

この比較表は、「買い物」と「通院」の調査において、各項目の支援度合いを集約し、「健常者」、「単独障害者」、「重複障害者」を比較対比してみたものである。支援の必要度合いが如実に現れている。

5. 重複障害者の支援（訓練性）に関する所見

【盲重複障害者の日常生活上における支援の特性】

一言に視覚障害と言っても、その内容や程度は多種多様であり、受障時期によってもリハビリテーションまたはハビリテーションの方法が異なることは言うまでもないが、ここではまず一般的な視覚障害者の社会適応訓練アプローチについて述べることにする。

視覚障害者の社会適応訓練とは、視覚に障害をもった者の生活全てにわたる訓練であるが、内容を①歩行、②コミュニケーション、③日常生活動作の3つに大きく分けてアプローチが図られることが多い。

①歩行： 「歩けるようになる」ということが明確な目的となるが、そのために自分がどこにいるかを定位すること、又どこに行きたいかを決めて至る道筋を考える事、又実際に移動する技術的な方法を学ぶ。

②コミュニケーション： 「文字を読み書きする」という目的のため、点字・すみ字（一般文字）、ワープロ、メールなどの手段に応じた技術を学ぶ。

③日常生活動作： その人なりの生活方法にそって困っている課題、例えば洗面・整容・掃除・洗濯・調理・食事・ダイヤリング（電話の掛け方）、金銭弁別や管理、衣類の選択や管理、その他の私物管理などの方法を学ぶ。

その他にスポーツやレクリエーション、趣味活動などを通し、生活をより豊かにする方法を知ったり、より積極的に参加できるような工夫の仕方を考える。

しかしながら視覚障害と知的障害を重複する場合、主に先天的要因によって障害をもっていることも多く、上記のような単一視覚障害者への一般的な支援方法ではカバーできない問題が生じる。社会訓練が成果をあげるまでに前提となる基礎的能力の未発達や習熟度の低さがみられるからである。

ここで言う基礎的能力とは、以下のように知識、感覚・知覚、運動、社会性に大別される。

①知識： 歩行訓練では方角や区画の成り立ち等、左右の方角、環境、使用する言葉・用語についての諸知識であり、コミュニケーションでは基本的な国語の能力などのほか、話し言葉の習得は前提となろう。

日常生活動作では簡単にいっても清潔の意味、金銭の意味、道具の利用や商品等に関する諸知識等、様々で膨大なものがある。

②感覚・知覚： 聴覚（音質の弁別・認知、音源定位、物体知覚など）、触覚（手指、足底、白杖など物体を介した触察など）、嗅覚、運動感覚（身体各部の運動知覚、直進や右左折・傾斜・距離の知覚など）、また残存視覚の利用などを利用して意図的に物を観察し、目的行動を遂行する能力である。

③運動： 歩行・走行運動や姿勢などがあげられる。

④社会性： マナー、身なり、食事動作やいわゆる常識的知識や態度などである。

知的障害を伴う場合、このような基礎的能力が著しく低い場合が目立ち、何よりも起床、就寝に関連した安定した睡眠の取り方、排泄行為、衣服着脱の習慣および技術、洗面の習慣および技術といった基本的な生活習慣にも大きな課題が見られがちである。

また心理的課題も大きい。例えば知的理解や記憶の保持、推理力などの知的活動が著しく低いこと、判断力や決断力に欠け、意志決定がスムーズにいかなくなったり、自律心の育ちがゆっくりであること、自己の意思やニーズの表現が容易でないこと、新しい環境や課

題に対する不安感や恐怖感が大きくパニックを起こしやすいこと、また、それに関連して自分や他人を傷つけたり、物を壊すなどの行動を起こしたりすることなどがみられる。

「視覚障害」プラス「知的障害」といった単一の障害の加算でなく、「視覚障害」カケル「知的障害」の乗算にたとえられる盲重複障害者を効果的に支援するためには、上記のような特性を理解し、ひとりひとりの状態と段階に合った具体的な解決方法を提示しなければならない。

そのためには、まず視覚障害専門職として具体的技術の習慣を教えられるだけの知識を持つことが重要である。

またケースにあたって経験を増やし、対人援助技術の向上ならびに幅広い人間性が求められる。加えて家族調整や医療機関、地域の社会的資源など、他の機関にアプローチして、盲重複障害者への理解を求めることが必要となるため、ケアマネジメント手法の習得も必要であろう。

当然のような支援を実現するためには短期間ではなく、ある一定の期間、一定の安定した環境が提供されることが望まれる。

(文責：視覚障害更生施設 ジョイフルセンター 堺 真理)

【ろう重複障害者の日常生活上における支援の特性】

(1) 聴覚障害の多様性とコミュニケーション支援

① コミュニケーション支援の基本的視点

一般に、聴覚障害者の日常生活支援は、コミュニケーション能力の的確な評価・診断・潜在能力の発見に基づくコミュニケーション障害の軽減・除去および、コミュニケーション手段・技術の開発に基本点を置く。

コミュニケーションを社会的行為として捉えれば、コミュニケーション障害は対個人のレベルから、家族、集団や組織、社会システムとの関係、交信、交流等の障害として捉え直す必要がある。

つまり人間的な生活世界での孤立や疎外の問題としての側面である。

従って、コミュニケーション障害の軽減及び除去は、情報伝達の側面だけでなく、むしろコミュニケーション的行為を通じての人間的交流の深化と、人間的発達（エンパワメント）の保障を通じた聴覚障害者の全人格的復権（リハビリテーション）を目指すものである。

② 聴覚障害の多様性とコミュニケーション方法

聴覚障害の程度については、身体障害者福祉法に基づく、純音聴力測定および、語音明瞭度の検査による身体障害者程度等級表によって規定されている。

しかし、コミュニケーション障害の実相は、表1に示すように聴覚障害の発生年齢および、重複する障害の内容・程度、教育環境などによって多様である。

<表1. 聴覚・言語障害者の実態的区分とコミュニケーション方法>

出典：障害者「アマネジャー養成テキスト（身体障害者編）第6章聴覚・言語障害児・者の生活ニーズ（林、近藤）」中央法規 2003年

	障害の内容・発生時期・背景	コミュニケーションの方法
重度聴覚言語障害者『(ろうあ)者』	<p>障害の程度は重度（80～110dB以上）の聴覚障害者である。</p> <p>言語障害の程度は、就学前の早期言語教育やろう学校教育の機会の有無、失聴時の年齢等に規定される。</p> <p>聴覚障害の発生時期は先天的あるいは乳幼児期から学齢期。</p> <p>ろう学校で教育を受けた人々あるいは不就学者が大半であるが、近年はインテグレーションによる教育を受けたのち、手話を獲得し「ろう者」を自覚する人々もある。</p>	<p>主に手話を使ってコミュニケーションを行う。</p> <p>音声日本語を獲得している場合、副次的に筆談や口話によりコミュニケーションを行う。</p> <p>学校教育（ろう教育）を受ける機会がなかった場合は音声語の獲得はほとんどなく、「不就学ろうあ者」といわれ、身振り等が中心となるが聴覚言語障害者集団の中で手話を獲得する人々もいる。</p> <p>ろうあ者による手話コミュニティの形成も特徴である。</p>
難聴者・中途失聴者	<p>障害の程度は軽度（40～60dB）から最重度（110dB以上）まで聴覚障害の程度は多様。また大半は残存聴力の活用で音声言語を獲得したり、音声言語の獲得後の失聴であるため言語障害は認定されない。</p> <p>聴覚障害の発生時期は先天的から高齢期までと多様であるが中途失聴者については、青年期以降に失聴した人々を言う。</p> <p>教育は普通学校または普通学校に併設の難聴学級でうける。</p>	<p>コミュニケーション手段としては補聴器を使用した口話によるが、コミュニケーション場面に制限があったり、重度の聴覚障害がある場合は筆談が用いられる。</p>

<p>重複聴覚言語障害者</p>	<p>聴覚障害の程度は（80～110dB以上）である。</p> <p>中には知的障害が重い場合は中程度（60～80dB）の聴覚障害であつてもろう重複障害者となる場合もある。</p> <p>聴覚言語障害のほかに知的、精神、身体（肢体障害、視覚障害）内部障害、情緒障害等の障害が重複し複合的な発達障害・生活障害を有している。</p> <p>教育機会がなかった「不就学ろうあ者」の場合軽度・中度の知的発達遅滞が見られることがある。</p>	<p>知的障害を重複する場合、軽度の知的障害では、手話、筆談によるコミュニケーションができるが中度・重度の知的障害及び情緒障害の場合は身振り等が中心となり、コミュニケーションが困難となる。</p> <p>精神障害を重複する場合は、手話、筆談等によるコミュニケーションができるが、病状により困難な場合がある。</p> <p>身体障害や内部障害を重複する場合は手話、筆談等によるコミュニケーションができるが、上肢に障害がある場合は意志伝達装置など他のコミュニケーション手段が補助的に使われる。</p> <p>視覚障害を重複する場合は、指字や触手話等のコミュニケーション手段が用いられる。</p>
------------------	--	---

(2) 重複聴覚言語障害者（以下、ろう重複障害者）の日常生活上における支援の特性

ろう重複障害者への生活支援は、手話、聴能、筆談、口話、実物活用、身振り、略画活用、コミュニケーション手段の総合的活用など、多様なコミュニケーション方法を活用しながら行われる。また、知的障害、肢体障害、精神障害など重複する障害に対する介護などをふくみながら、聴覚障害との相乗的な障害にたいする支援が必要である。以下、支援にあたっての留意点と京都市聴覚言語障害センターで行われる訓練内容を示す。

① コミュニケーションへの不信と聞こえる者への従属関係に対する配慮

「応答関係の未成立」「一方的な伝達関係」「コミュニケーションに対するあきらめ」「聞こえる者に対する従属観」などのへの配慮である。

② 帰属集団とアイデンティティ（identity）への配慮

帰属集団は、ろう者集団、難聴者・中途失聴者集団、健聴者集団などがある。手話言語を共通のコミュニケーション手段とする聴覚障害者集団は、聴覚障害者の主体形成と社会参加促進にとって多くの優位性がある。何らかの理由によって、帰属すべき集団を持たない聴覚障害者への配慮が必要である。

③ コミュニケーション手段の共有

コミュニケーション手段の共有は、ろう重複障害者の目線でニーズを把握する最も大切な前提であることへの配慮。

④ 応答関係を高めコミュニケーション意欲を高める事への配慮

ろう重複障害者の「ことば」で粘り強く、繰り返し語りかけ、聴覚障害者相談員等

の心理的障壁の少ない援助者の協力を得る。共通する課題や目標を持つグループ（集団）への参加を働きかける。

⑤体験的認識の高次化を保障し自己決定をささえる事への配慮

コミュニケーションを共有することのできる日常的で多様な人的関わり、継続した援助関係の確立。多様な情報学習への支援。

⑥京都市聴覚言語障害センターの訓練内容

<別表2 京都市聴覚障害センターの訓練内容>参照

聴覚・言語障害者更生施設での訓練内容は、平成12年6月13日の厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知（「身体障害者更生援護施設の設備及び運営について」）により内容が決められている。

概略すれば表3の通りである。

表3 <通知による聴覚・言語障害者更生施設での訓練内容>

「聴覚更生訓練」・補聴器装用訓練・聴能訓練・読話訓練・運動機能訓練 「心理的更生」・診断・心理更生措置 「職業的更生」・職業訓練（きこえの補填と職業選択） 「生活指導」・社会適応性の助成・情操の陶冶
--

これを、表2に示した内容と比較すると、聴覚更生訓練の内容と生活指導について内容の整理やふくらみが見られる。

聴覚更生については、利用者に聴覚活用のニーズが比較的少ないことが要因である。生活指導については、社会適応や情操の陶冶について、単にその条件整備だけにとどまらず、社会生活力の形成そのもの（知識、技能、情報のリテラシー形成等）を支援していることが大きな特性である。

これは、京都市聴覚言語障害センターを利用する人々の99%が、聴覚障害以外の障害との重複障害者であるという事情による。

そこでの訓練内容は、利用者の障害実態に合わせて工夫され構成されてきたものである。それだけに、ろう重複障害者の日常生活支援の特性を体現したものと言うことができる。

（文責：京都市聴覚言語障害センター 近藤 幸一）

別表2 京都市聴覚障害センターの訓練内容

更生訓練	職業的更生	職場開拓	職業安定所とともに職場開拓、職場実習の個別支援
		作業実習	木工、縫製、喫茶店営業、事業所実習等による作業能力の開発
		IT学習	パソコン・ワープロの基本操作の習得
	コミュニケーション及び聴覚更生	手話学習	手話劇・ロールプレイ等場面を設定したコミュニケーション技術の向上
		自治会活動	集団討議等による自己表現能力・社会性等の向上
		国語学習	社会経済学習を通じた国語力の向上
		聴覚管理	補聴器調整等
	心理的更生	カウンセリング	臨床心理士等による手話での定期的カウンセリング
		精神保健相談	精神科医の手話での定期診断・相談
		ダンスセラピー	身体表現を通じた心理治療
野外活動		園芸作業を通じた心理治療	
生活支援	日常生活動作及び社会生活技能	調理実習、栄養学習など食生活に関する技能、金銭管理など、生活管理に関する技能、手話通訳など社会資源の活用に関する体験学習	
	余暇活動及び社会参加	スポーツ活動、クラブ活動、レクリエーション及び聴覚障害者団体活動などへの参加	
地域生活移行支援	単身生活実習、社会資源開発、ネットワークの整備などを通じた地域生活移行について個別プログラムに基づいた支援		

6. 重複障害者の施設体系に関する在り方と考察

～15年度科学研究・中間報告まとめ～

重複障害者の施設支援の在り方について、当分担研究では「視覚障害と知的障害の重複に加えて他の障害の重複障害者」、「聴覚障害と知的障害の重複に加えて他の障害の重複障害者」を主とした人達を優先的に受け入れ、専門的な対応を図っている各々の施設協議会団体の共同研究協力を得て、その実態調査をもとに施設支援の在り方について研究・検討を進めてきました。

各種調査の分析、提言は、16年度更に研究を加え最終報告と致しますが、現段階での中間報告として本書を作成致しました。

【A】重複障害者の特性

ひとことで重複障害と言っても、身体障害・知的障害・精神障害の各重複の組み合わせは106以上の分類となり、複雑そのものである。

本調査でも、その半数に及ぶ分類ケースが数えられた。

前述の本調査でも明らかなように、その重複障害の特性ポイントを以下に要約した。

(1) 「情報障害」としての特性

盲重複障害者は、視覚による情報の受け入れが困難という大きなハンディキャップを持っている。言うまでもなく今日の情報社会は、正に視覚的要素で動いている。日常の情報を聴覚と触覚機能を主とする場合、時間的経過を要したり、全体的把握等に苦心する。

その上、知的障害の重複は、受けた情報の認知・認識度合いが不完全のままで生活時間帯が進み、日常的な混乱や遅れが生じやすい。

ろう重複障害者の場合は、聴覚による情報の受け入れが困難であり、視覚機能は大変有効で大きいのが、一面的な形で把握することになる。その上、知的障害が伴うとその認知・認識度が単純化となり、その特性傾向は尚一層強くなる。

(2) 「コミュニケーション障害」としての特性

盲重複障害の場合は、前述の聴覚と触覚の受信と音声言語（点字等の文字言語を含む）による発信が限られた手法として限定される。日常の会話としては一般的であるが、ただコミュニケーションの場合には、知的要素である理解力・構成力・判断力が伴わないと対等な関係が確保しにくくなる。

ろう重複障害の場合は、情報の視覚的受信はあるが、コミュニケーション面では独自の手話手法（文字伝達も含む）が主となる。一般的な音声言語に比較して、複雑で微妙な表現力において限界があることや、手話手法が視覚障害者の点字同様に、特定の手法習得者でないと通じないという条件が大きな課題となっている。

その上、知的障害が加わると理解力・構成力・判断力等の要素が伴わないとコミュニケーションそのものが成り立たなくなる。

(3) 「行動障害」としての特性

盲重複障害者の場合は、肢体不自由等の機能的障害ではないが、視覚障害による

外界把握が困難なため、二次的に自力行動能力を確保するには、単一視覚障害者でも相当の困難課題となる。知的障害を重複することはその上に、前述同様の状況把握能力や判断力に欠け、自力での操作や行動範囲が限定的となる状態にある。

ろう重複障害者の場合は、日常の行動障害としてのものはないが、知的障害や精神障害の重複度合いによっては、行動力がある事と状況理解力の不十分さのアンバランスによる特異行動を引き起した事例が少なくない。

(4) 「知的障害」としての特性

前述の通り、視覚障害・聴覚障害等による限定された状態での情報獲得、把握となるため、独創的で固有の理解力・構成力・判断力となる傾向が強い。これらの支援対応においては、専門的な指導性を含めた手法が必要である。

(5) 「日常生活の基礎的支援」の特性

視覚障害・聴覚障害の感覚的障害に対する支援手法として、個々の基礎的課題（基本的概念の形成。例えば数や言語獲得の概念等）を明確にした訓練的要素が必要であり、知的障害を含めた課題学習要素が大切であると考えられる。矯正や反復的支援手法のみでは、個人的・社会的成長はあり得ないことを支援者は共通理解しなければならないと思われる。

(6) 「自己活動や社会的活動支援」の特性

重複障害の状態が重度で、支援度合いの高い事などの理由により、日常生活の活動に制限や停止を加えてはならない。障害の如何にかかわらず、趣味などを活かした自己活動や就労、地域参加などの社会的活動を体験しながら生活を送る事は、当然事であり、これらの自己実現のためには、個々の重複障害に適した支援が保証されなければならない。

(7) 「盲ろう重複障害」（視覚障害と聴覚障害の重複）の特性

（盲重複障害・ろう重複障害との共通部分は省略）

①典型的な「情報障害」、「コミュニケーション障害」である。

視覚障害・聴覚障害の各々の障害状態は、前述の通りである。健常者の日常生活における情報収集は、80%が視覚から、10%を聴覚から取り入れていると言われている。それらの受容器官の双方が障害であることは、正に情報障害、コミュニケーション障害の典型的な状態であることは言うまでもない。

よって情報の適切な説明から、コミュニケーション手法の開拓や個々の行動上における日常生活の支援特性は、「個別性」であり、「専門性」であり、「継続性」であることが必須条件となる。

②盲ろう障害以外「三重障害以上の重複」の比率が高い事。

盲ろう障害者の施設利用実態は、この視覚・聴覚障害に終わらず、前述の盲重複障害、ろう重複障害者同様に、音声言語障害、知的障害、精神障害が複雑に加わる「複合重複障害」のケースが殆どである。

B. 重複障害者の専門的支援の必要性と困難性

「盲重複障害者施設」および、「ろう重複障害者施設」の実態調査の中からも、他の

施設（単一障害者）との差異状況が顕著に表れているのは、以下の項目である。

- ①障害の重複度合い状況分類
 - ②就学状況
 - ③就業状況
 - ④重複障害者の支援特性に関する事例調査 ～「買い物時」、「通院時」
 - ⑤専門施設分布状況
 - ⑥施設利用者待機者状況
 - ⑦施設利用者出身地状況
 - ⑧地域移行状況
- 等である。

今般の両重複障害者支援特性は、

- (1) 重複障害者（利用者）の半数以上が、三障害以上の重複した課題条件がある。
日常生活あるいは、この障害課題に対し、双方同時に配慮した支援が必要である。
- (2) 更に重複障害は、単一障害の加算で対応すれば済む問題ではなく、障害が重複することによって二次的なマイナス要件が加わってくるので、重複障害者の理解および、支援の困難度が高くなる。
- (3) 支援手法の多種多様化が必要である。つまり、重複障害による総合能力が低く評価されがちで、一見、介助・介護で対応すれば生活上の流れもスムーズにゆくと思われるが、調査状況からも明らかなように、就学状況の不充分さ、就労や社会体験の未熟さなど未発達部分が多々見られる。
個々の自己実現を図るためには、体験や体感を通して成長して行く「福祉教育的」、「課題学習的」視点や、訓練要素を加味した「更生活動的」な視点の支援手法が必要である。
- (4) このような重複障害者の支援条件は、個々のライフステージにおけるあらゆる段階に対しての「個別的」、「専門的」、「継続的」支援が条件となる。
- (5) 尚、条件整備のための「専門的施設資源」の充実および、「支援スタッフの専門的知識・技術の養成」が必要である。

C. 「盲重複障害者施設」、「ろう重複障害者施設」の設置経緯

(1) 盲重複障害者施設の設置経緯

昭和41年、これらの人達を対象とした初めての施設（当時重度授産）が開設された（その施設においては、昭和34年から盲重複障害者を部分的に受け入れはじめていた）。

盲重複障害の児童に対しては、昭和37年と38年に2ヶ所の専門的施設が開設され、後には成人施設に転用されている。以降、昭和40年代に4施設、昭和50年代には11施設が設置されている。

現在では27施設が協議会団体となっているが、他に数ヶ所の受け入れ施設がある。ただ、全国的にみて19都道府県のみでの設置状況であることから、その施設利用者は、県域やブロック域を超えての広範囲になっていること。

施設の法的基準として、身体障害福祉と知的障害福祉にまたがって適用されている

ことなど、重複障害の定義づけを含め大きな課題である。

(2) ろう重複障害者施設の設置経緯

昭和33年に初めて、これらの人達を対象とした施設（身障授産）が開設された。以降、昭和40年代に1ヶ所と、昭和50年代に4ヶ所と限られていたが、ここ10年以内に、地域福祉の通所授産（小規模作業所が多い）が一気に24ヶ所と増加した。殆どが授産施設で、通所・入所施設が半々と盲重複障害と比べ障害特性が出ている。しかし、全国的には、13都道府県と一定地域に限られており、施設の絶対数の不足が明らかである。

D. 新・「特別指定施設（重複障害者専門支援施設）」体系の創設の必要性

盲重複障害者・ろう重複障害者で象徴される重複障害者の施設体系の条件は、その人達の「生活居住空間」と「諸活動拠点空間」が併設した入所型施設類型である。

その条件として次のような整備が必要と考える（以下の詳細は最終報告に委ねる）

(1) 入所型施設の意義づけは、利用者の「生活上の総合拠点」として位置付ける。

利用者にとって、生活の全てを施設において完結するのではなく、必要な基本的保障（施設種別の目的のための項目）部分を用意し、他の応用的活動・体験等は地域の中で、何時でも可能となる拠点の役割を果たす。

(2) 「施設も地域の中の一住宅地」であることの環境の整備

そのための生活居住空間は、地域生活者の在宅居住または、福祉ホーム、グループホームの環境条件と同等のものとする。例えば、プライベートな個室空間の確保やユニット型および、規模的小舎化を図る。

(3) 「諸活動拠点空間」と「生活居住空間」の併設・分離

生活居住空間を拠点に、個々の課題や自己実現のための活動が選択可能となるように、併設・分離した所に利用できる「福祉的就労の場」や「更生活動の場」、「生活活動の場」を独立した形で設定し、地域も含め各々が分離した総合的生活・活動空間とする。

(4) 「諸活動拠点空間」としての条件

重複障害者の個々が、障害状態やライフステージにおける課題に対応できる各種次のような活動の場（施設）を設定する。

- ・福祉的就労活動の場（施設）
- ・更生活動の場（施設）
- ・生活活動の場（施設）

・地域社会は、市民共用の体験活動の場として意義づける。

これらの場は、ライフステージによって個々の課題や活動が異なるものであることから、その時期ごとに利用できるシステムとする。

例えば、更生活動の場（施設）においては、その目的によって必要な時期に何度でも利用可能とする。

(5) 生活・活動の場（施設）の規模は、各々30～50名程度の中程度が合理的である 重複障害の種別によっては、利用者同士のコミュニケーションや仲間意識の観点

や支援者体制、設備器具の合理性、財政的利点等を踏まえた有効性が必要。

(6) 「専門的支援体制」の確保

複雑な重複障害の実態に対応するには、その支援スタッフの障害に対する認知・認識から、就労、更生、介助・介護等の専門的知識・技術手法が必要である。

重複障害者の特性の一つに、実態調査でも明らかなようにその障害による要件に加え、未就学であったり、十分な就学による成果のない人の比率が高い。これは情報収集、コミュニケーション手段、操作行動、判断力などの基礎的能力が未成熟となっているケースが多い。例え成人であっても基礎的課題学習要素が重要な事に支援の困難性の特性がある。そのための研究・養成機関の確保が急がれる。

(7) 「重複障害種別ごとの専門的支援体制」の必要性

福祉的就労活動の場（施設）においては、障害の統合化や一般化が有効となる課題段階として考えられるが、精神的な二次障害をおこさないためには、少なくとも同じ重複障害者の少数グループ単位での活動が可能となるよう配慮が必要。

最も専門的支援体制が必要な場は、更生活動の場（施設）と生活活動の場である。この段階での利用者の状態は、殆どが視覚障害または、聴覚障害を主に知的障害、精神障害、内部障害など三重、四重障害を持ち併せているという事にある。法的にはどの障害種別を施行してもよいが、生活行動を考慮するならば、「視覚障害を伴う重複障害者専門施設」、「聴覚・言語障害を伴う重複障害者専門施設」といった体系が考えられる。

(8) 「他の障害者種別施設体系」との関連

重複障害者であっても、個々の障害状態が比較的軽かったり、日常の自立行動ができやすい人達については、現行の施設体系の有効な選択により、利用が可能な限り適用することは原則として踏まえておきたい。

(9) 「介護保険制度」との関連

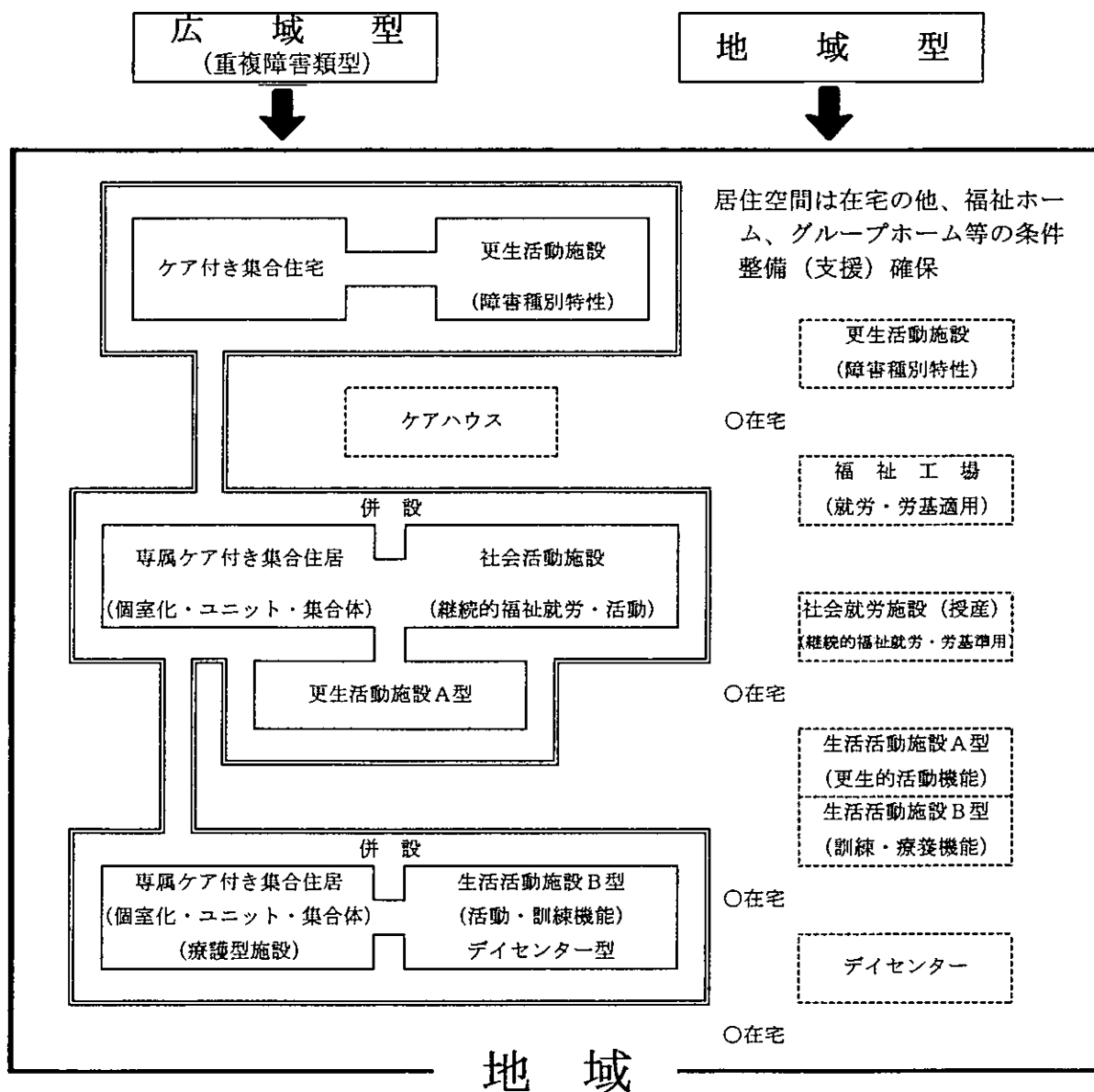
介護保険制度の見直し、検討の時期にきており、その対象範囲として障害者支援費制度との統合化が机上議論化されているが、財政（財源）は、もとより避けて通れない課題ではある。しかし、本論として障害者の生活保証、支援の在り方、支援手法、支援額の支給水準等の検討が、議論され表面化しないことに不安を感じる。支援費制度の見直し議論と一体化した形で進められる事を願ってやまない。

以下、重複障害者（盲重複障害者、ろう重複障害者）の施設体系のイメージ図を添付致したのでご参照ください。

重複障害者福祉施設体系の考察

～特定支援福祉施設＝特別指定事業所の必要性～

- 生活の場の条件整備：①自宅・福祉ホーム・Gホーム・施設の条件を、地域における同一環境条件（個室化等）とし、格差を無くし、いずれも地域の生活の場とする。
～障害種別を統合化し、統一化を図る～
②重複障害者については、その特性に配慮した住居「専属ケア付き集合住居」を用意する。（施設を“福祉住宅”としての意義づけ・名称とする）
～個室化、小舎化の集合運営体系～
- 日中活動の場の条件：①障害種別を統合化し、統一化を図る
②重複障害者の特性を配慮し、隣接地に住居（施設）を用意する。
③日中活動は「社会的活動施設（福祉就労を含む）」と「更生的活動施設」に分類し、更生的訓練を主とする施設は、障害種別ごとの体系とする。
- 重複障害者の地域における絶対数の関係から、「広域」の施設体系が必要。（住居・活動併設型）



7. 今後の研究課題

15年度に引き続き、16年度の研究課題として、以下の点にポイントをおき進めていきたい。

- ①15年度の実態調査および、支援事例調査の追加分析を進め、重複障害者の支援の在り方の特性を更に明確にする。必要部分の追加調査も検討。
- ②調査結果並びに、中間報告結果を全国盲重複障害者福祉施設研究協議会および、全国ろう重複障害者施設連絡協議会に提示し、意見聴集を行う。
- ③重複障害者（児）の福祉・教育に、永年携わっている方々の意見聴集を行う。
- ④重複障害者の施設支援体系の在り方について提言（最終報告）のまとめをする。

8. 終わりに

盲重複障害者施設、ろう重複障害者施設の専門的入所型施設の必要性を提起してきたが、その研究、検討の議論の中で、「地域生活移行が主流になっている今日において、真に必要とする人達の施設として、基本的に入所型施設をどう意義づけするか。」ということがあった。以下その定義づけをして列記する。

- ①利用者の生命と人格、人権の保障の場
- ②利用者の日常生活における基本的支援（介助・介護等）の場
- ③利用者の自己活動実現のための支援の場または、拠点
- ④利用者の自立への更生活動等の専門的支援の場
- ⑤利用者の就労の場とその支援の場
- ⑥利用者の社会参加活動等の自己実現の拠点
- ⑦利用者とその家族の社会的生活の環境保障の場
- ⑧福祉事業の地域における拠点的役割の場（福祉啓蒙と支援実践）
- ⑨地域市民をはじめ児童生徒に対する福祉的教育、交流、体験等の場

等、利用者のための「社会的生活の場」を保障すると共に、地域の拠点的役割として確認した。これらの条件等については今後更に検討を加えたい。

今般の「障害者施設体系の見直し等の研究」の場に、重複障害者分野が分担研究として設定されたことは、実に意義深いものと考えます。

従来から往々にして、最大多数の対象者の課題やその最大成果を優先する議論が主流であり、施策となっていたと思われまます。しかし、そのことは社会構造上、当然の事と思われまますが、今日の先進的な福祉国家を謡うに至っては、障害条件の軽重を問わず、その必要性・困難性も含めた、あらゆる分野の対応施策が当然求められているのです。

必要な支援の在り方を追求する時、その基本的理念は、最も障害条件の複雑で重度な重複障害者の実態の中にあり、その分野の開拓が図られるならば、それ以上に軽度であったり、単一障害の人達の支援施策は一般化すると共に、より社会的に積極的に進む原動力となるものと考えます。

困難度の高い重複障害者の支援体制や手法が確立し、推進され、全国の重複障害者の最後の一人に至るまで、その支援が行き届き、その支援のもとに「市民と限りなく同等の生活」が保証されるようになった時、日本も福祉国家として真に誇れるもの信じ、この施策の発展を心から願うものであります。

施設一覧表

(全国盲重複障害者福祉施設研究協議会)

(全国ろう重複障害者施設連絡協議会)

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設名簿

平成15年4月1日現在

NO	施設名	施設種別	施設長名	電話	FAX番号	郵便番号	住所	メールアドレス	施設開所日	設置主体又は法人名	定員	現員	通所
1	常明園	身障授産	佐藤 正明	0957-47-1311	0957-20-1025	〒859-3925	長崎県東彼杵郡東彼杵町中岳郷417	fukusiviveimei@mail.gpo.ne.jp	昭和55年	(社福)文栄会	55	55	6
2	泉 荘	身障授産	小川 昇	027-269-3355	027-269-3524	〒371-0007	群馬県前橋市上泉町1858-1	katsuraso@senia.ocn.ne.jp	昭和56年	(社福)群馬県三友会	50	50	0
3	光の家 栄光園	身障授産	加藤 保武	042-581-2340	042-581-9588	〒191-0065	東京都日野市旭が丘1-17-17	katoh@hikarinole.or.jp	昭和49年	(社福)東京光の家	60	63	18
4	光道園ライトハウスセンター	身障授産	土肥 芳一	0778-62-8103	0778-62-3775	〒916-0077	福井県鯖江市和田町9-1-1	selo-1@kodosen.or.jp	昭和41年	(社福)光道園	80	85	0
5	光道園光が丘ワークセンター	身障授産	山内 進	0778-34-2121	0778-34-8005	〒916-0146	福井県丹生郡朝日町朝日22-7-1	selo-2@kodosen.or.jp	昭和56年	(社福)光道園	50	53	0
6	光 風 荘	視覚更生	須賀田一男	0299-22-5811	0299-22-2577	〒315-0003	茨城県石岡市谷向町13番23号	kofuso@atlus.nlabla.or.jp	昭和62年	(社福)常陸青山会	55	55	0
7	リホープ	視覚更生	阿部 善司	043-484-6395	043-484-6396	〒285-0807	千葉県佐倉市山王2-37-9	rehoee@rc-aikoh.or.jp	平成6年	(社福)愛光	50	48	0
8	光の家 新生園	視覚更生	田中のぞみ	042-581-2340	042-581-9588	〒161-0205	東京都日野市旭が丘1-17-17	ginselen@hikarinole.or.jp	昭和54年	(社福)東京光の家	50	50	0
9	光道園ライトハウスセンター	視覚更生	風塚 徹	0778-34-8000	0778-34-2089	〒916-0146	福井県丹生郡朝日町朝日22-7-1	hope-2@kodosen.or.jp	昭和49年	(社福)光道園	140	143	0
10	ジョイフルセンター	視覚更生	迫田 寿	06-6981-5521	06-6981-6288	〒638-0042	大阪府大阪市東区今津中2-4-37	h-sakodai@lighthouse.or.jp	平成4年	(社福)日本ライトハウス	60	28	0
11	愛命園	視覚更生	山本 八重	0829-83-1111	0829-83-1112	〒738-0901	広島県佐伯郡湯来町和田1113-2	salura@aimelen.jp	昭和48年	(社福)広島県視覚障害者福祉協会	60	62	0
12	ルミエール	身障授産	雨宮 米蔵	043-484-6393	043-484-6396	〒285-0807	千葉県佐倉市山王2-37-9	lumiere@rc-aikoh.or.jp	平成6年	(社福)愛光	65	63	0
13	光陽荘	身障授産	白松 宏文	0537-36-5051	0537-35-6870	〒439-0005	静岡県小笠郡蒲原町瀬崎寺682-1	ko5000@haku.or.jp	平成元年	(社福)白菊会	50	50	0
14	光道園ライトレレニングセンター	身障授産	渡辺 孝一	0778-82-1234	0778-82-0890	〒916-8585	福井県鯖江市石田上町21号8-11	life-2@kodosen.or.jp	昭和45年	(社福)光道園	110	115	4
15	第二盲人寮	知的更生	丸子光比古	01452-2-2916	01452-2-2918	〒059-1434	北海道勇壮郡早来町富岡129-8	funonika@seai.nlabla.or.jp	昭和54年	(社福)盲人寮会	60	60	9
16	豊浦やまと更生園	知的更生	相澤 忠久	0142-86-1144	0142-86-1129	〒046-5402	北海道釧路市下飯田2-10-1	kouseien@helele.ocn.ne.jp	昭和55年	(社福)豊浦豊和会	50	50	0
17	青い鳥成人寮	知的更生	三浦 敏道	0552-24-5060	0552-24-5064	〒400-0684	山梨県甲府市下飯田2-10-1	gose0311@mx3.nns.ne.jp	昭和51年	(社福)山梨ライトハウス	60	60	0
18	光清学園成人部	知的更生	松本 敏伸	082-254-0901	082-254-0910	〒734-0001	広島県広島市南区出汐2丁目3-46	kohei3@surora.ocn.ne.jp	平成6年	(社福)光清学園	36	36	0
19	めいわ	知的更生	岩藤 佐紀	043-484-6394	043-484-6398	〒285-0807	千葉県佐倉市山王2-37-9	maiwa@rc-aikoh.or.jp	昭和57年	(社福)愛光	56	56	15
20	彦根学園	知的更生	奥井 宏樹	0749-22-2888	0749-22-9787	〒522-0201	滋賀県彦根市高宮町2671	hikozaki@musu.ocn.ne.jp	昭和44年	(社福)青い鳥会	110	110	0
21	しのめが菜	知的更生	青戸 亨	0852-21-5747	0852-21-6737	〒490-0826	鳥取県松江市学園南二丁目3-21	sinonome@nlabla.ne.jp	昭和62年	(社福)鳥取ライトハウス	46	46	0
22	岡屋寮	知的更生	二宮 進一	088-272-1072	088-271-3372	〒709-8235	岡山県岡山市原島4-17-37	koseiryu@ool_online.ne.jp	昭和63年	(社福)岡山県視覚障害者協会	40	40	0
23	聖心園	知的更生	大塚 教子	0972-63-6692	0972-63-6691	〒875-0083	大分県臼杵市大字井村2212	seisnin@mizuhonet	昭和51年	(社福)みずほ厚生センター	70	71	0
24	エデンの園	知的更生	川越 穂枝	0985-75-4936	0985-75-1160	〒880-1114	宮崎県東諸県郡富田大字三平初田2621-5	eden@branza.ocn.ne.jp	昭和53年	(社福)エデンの園	80	78	16
25	いみず苑	知的更生	安井 好治	0766-86-1126	0766-86-1136	〒833-0252	富山県新津市七滝727	info@mizumie.jp	平成7年	(社福)射水福祉会	50	50	82
26	暮びの里	知的更生	猪俣 吾夫	0995-63-5677	0995-63-6633	〒899-5204	鹿児島県姶良郡加治木町日本山2455-1	admin@yomoshibiki.com	平成6年	(社福)ともしび会	40	40	18
27	岩手県立中山の園	知的更生	千葉 清夫	0195-35-2121	0195-35-2128	〒028-5133	岩手県二戸郡一戸町中山字藤井沢139-1	mekka212@rustar.ocn.ne.jp	昭和54年	(社福)岩手県社会福祉事業団	100	100	0
合 計											1733	1717	148

全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設名簿

平成15年6月1日現在

NO	施設名	施設種別	施設長名	電話	FAX番号	郵便番号	住所	メールアドレス	施設開所日	設置主体又は法人名	定員	現員	通所
1	第二わかふじ寮	身障授産	桑原 隆俊	01566-4-5001	01566-4-5522	081-0023	北海道 上川郡 新得町 西三条北1	wakafuji@netbee.ne.jp	平成8年	(社) 福) 厚生協会	50	50	0
2	ふれあいの里どんぐり	身障授産	山口 慎一	049-295-9321	049-295-9322	350-0433	埼玉県 入間郡 毛呂山町 西大久保95-2	dounguri@green.ocn.ne.jp	平成8年	(社) 福) 浜北市社会福祉協議会	50	51	10
3	共同作業所かたつむり	心身障産	佐藤 優子	0425-76-8645	0425-76-8645	185-0033	東京都 国分寺市 内藤1-10-68		昭和63年		10	8	0
4	まつほつりの家	小規模	北村 昭平	053-586-8083	053-586-8189	434-0025	静岡県 浜北市 善地692		平成5年	(社) 福) 浜北市社会福祉協議会	10	7	0
5	光道園ヶ丘ワークセンター	身障授産	山内 進	0778-34-1220	0778-34-8005	916-0146	福井県 丹生郡 朝日町 朝日22-7-1	seip-2@vodden.or.jp	昭和56年	(社) 福) 光道園	50	53	0
6	青空工房	身障授産	保住 進	075-841-8336	075-841-8311	604-8437	京都府 京都市 中京区 西ノ京 東中合町2		平成9年	(社) 福) 京都聴覚言語障害者福祉協会	20	22	0
7	いこいの村菜の木寮	身障授産	野畑 晃	0773-46-0101	0773-46-0610	629-1242	京都府 綾部市 十倉 名畑町 久藤谷2	kurinoki@maple.ocn.ne.jp	昭和57年	(社) 福) 京都聴覚言語障害者福祉協会	50	55	0
8	なかまの里	身障授産	佐藤 勝	0724-53-7545	0724-53-7532	590-0441	大阪府 泉南郡 熊取町 久保3329	nakamatsatosesaka.email.ne.jp	平成6年	大阪聴覚障害者福祉事業協会	50	50	0
9	向陽園	身障授産	山田 利男	0985-25-5036	0985-25-5139	880-0824	宮城県 宮崎市 大島町 大字北ノ原1030-1	kovoem@mivazaki-nw.or.jp	昭和47年	(社) 福) 宮城県社会福祉事業団	45	41	0
10	ほくぶ障害者作業所	知的授産	上西 晴三	072-254-5778	072-259-4459	591-8011	大阪府 堺市 南花田町 536-1	hokubu@shikato.osmos.net	平成7年	(社) 福) コスモス	79	79	0
11	くじら共同作業所	小規模	白藤 令	073-481-9437	073-461-9463	640-8482	和歌山県 和歌山市 六十谷490-5		平成9年	聴覚障害者「くじら作業所」運営委員会	19	10	0
12	わかふじ寮	身障授産	桑原 隆俊	01566-4-5001	01566-4-5522	081-0023	北海道 上川郡 新得町 西三条北1	wakafuji@netbee.ne.jp	昭和33年	(社) 福) 厚生協会	30	30	0
13	たつの二共同作業所	小規模	岩本 真誠	06-6401-5558	06-6401-5558	660-0893	兵庫県 尼崎市 西灘渡辺6-8-13		平成4年	尼崎ろうあ協会	30	29	0
14	あさひ共同作業所	小規模	阿部 一男	025-272-1259	025-272-1259	950-0891	新潟県 新潟市 上木戸1-12-7	asahi@home.email.ne.jp	平成10年	あさひの会	10	11	0
15	アイラブ作業所	小規模	大杉 勝則	082-248-9336	082-248-9336	730-0822	広島県 広島市 中区 吉島東2-1-14		平成11年	広島ろう重複障害者アイラブ作業所運営委員会	19	12	0
16	神戸ろうあハウス	小規模	廣瀬 慎也	078-578-0755	078-578-0755	652-0897	兵庫県 神戸市 兵庫区 駅南通5-4 西高梁下16	rouhouse@yahoo.co.jp	平成11年	運営委員会(神戸ろうあ協会等)	0	18	0
17	若木寮	聴覚更生	保住 進	075-841-8338	075-841-8334	604-8437	京都府 京都市 中京区 西ノ京 東中合町2		昭和63年	聴覚言語障害者更生施設	30	23	0
18	セルブ南風	身障授産	佐藤 良人	0836-31-1044	0836-21-2504	755-0022	山口県 宇部市 市原町 1-6-21	seip-n@able.ne.jp	昭和49年	(社) 福) 南風荘	50	50	0
19	第2あおぞら共同作業所	小規模	山中 聡	075-822-7072	075-822-7072	604-8483	京都府 京都市 中京区 西ノ京 南上合町67		平成12年		15	15	0
20	たましろの郷	身障授産	花田 克彦	0428-20-0722	0428-20-0721	198-0052	東京都 青森市 東路5-1420-2		平成14年	(社) 福) 東京聴覚障害者福祉事業協会	20	10	0
21	遠州みみの里	心身小規模	高木 雅一	053-478-3500	053-478-3339	433-8125	静岡県 浜松市 和合町 220-387		平成14年	浜松市身体障害者福祉協会	10	8	0
22	わかふじワークセンター	身障授産	鈴木 健	01566-4-5001	01566-4-5522	081-0023	北海道 上川郡 新得町 西三条北1	wakafuji@netbee.ne.jp	平成10年	(社) 福) 厚生協会	40	41	0
23	おのころ作業所	小規模	斎藤 よし子	0799-26-0956	0799-26-0956	656-0025	兵庫県 洲本市 本町 3-3-5		平成12年	おのころ作業所運営委員会	0	0	9
24	まごころ家	小規模	田中 紗都子	072-288-1040	072-288-1040	599-8116	堺市 野尻町 8-4		平成14年	(社) 福) コスモス	0	0	19
25	なかまの里	身障授産	百尾 剛二	0724-53-7545	0724-53-7532	590-0441	大阪府 泉南郡 熊取町 久保3329	nakamatsatosesaka.email.ne.jp	平成15年	大阪聴覚障害者福祉事業協会	30	0	0
							合計			合計	717	673	38

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会
全国ろう重複障害者施設連絡協議会

NO	施設名	施設種別	施設長名	電話	FAX番号	郵便番号	住所	施設開所日	定員	現員	通所
							合計		1733	1717	148
							合計		717	673	38
							合計		2450	2390	186